

管 第 244 号
建 技 第 527 号
令和 5 年 2 月 22 日

一般社団法人 富山県建設業協会 会長 殿

富山県土木部長

「令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る
特例措置について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび国土交通省より別紙のとおり参考送付があったことに伴い、富山県土木部では下記のとおり運用することとしたので参考までに送付します。ついては、貴協会会員に対する周知について、ご配慮願います。

なお、富山県土木部では、令和 5 年 3 月 1 日から「令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を適用することを念のため申し添えます。

記

1 特例措置の内容

2 で対象とする工事の受注者は、「令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を「新労務単価」に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 具体的な取扱い

- (1) 令和 5 年 3 月 1 日以降の契約である工事のうち、「旧労務単価」を適用して予定価格を積算しているものについては、次の式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：「新労務単価」及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

(2) 令和5年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年2月17日付け(令和5年2月9日一部改定)管第49号、建技第35号 管理課長・建設技術企画課長連名通知)1(1)及び2から9まで(5(3)を除く。)の規定を準用するものとする。

〔事務担当：管理課入札・契約係
建設技術企画課技術指導係〕

国会公契第 33 号
国官技第 296 号
国営管第 480 号
国営計第 153 号
国港総第 620 号
国港技第 105 号
国空予管第 1290 号
国空空技第 456 号
国空交企第 286 号
国北予第 42 号
令和 5 年 2 月 14 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	港湾空港部長	殿
	営繕部長	殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各 地 方 航 空 局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国 土 地 理 院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

「令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」
の運用に係る特例措置について

「令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 5 年 2 月 14 日付け国不建キ第 40 号、国港技第 99 号）により令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、「令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 4 年 2 月 18 日付け国不建キ第 27 号、国港技第 84 号）により令和 4 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で 5. 2 パーセント上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）別冊工事請負契約書第 62 条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号）別冊工事請負契約書第 62 条、「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）別冊工事請負契約書第 64 条又は「工事標準請負契約書について」（平成 8 年 3 月 19 日付け空経第 212 号）別冊工事請負契約書第 62 条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 令和 5 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和 5 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号）記 1. (1) 及び

2. から 8. まで（4. (3)を除く。）の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

